

●休日

労働基準法では、毎週少なくとも1日 または 4週間に4日以上の休日を与えることが義務づけられています。ただし、何曜日を休日にするかは、それぞれの会社（事業場）で自由に決めることができます。（会社（事業場）によっては、土曜日や日曜日が休日にならないこともあります。）

●年次有給休暇

年次有給休暇は、会社（使用者）から賃金が支払われる休假日のことです。原則として労働者が希望する日に取ることができますが、例外的に、事業の正常な運営を妨げる場合には、使用者は他の時季に与えることができます。

Q：皆さんは、何日間、休みを取ることができるのでしょうか？

A：労働基準法では、最初に雇用されてから6か月間継続勤務し、その間すべての労働日の8割以上出勤すれば、原則として年次有給休暇を10日取得することができます。

さらにその後も働き続け、勤続年数が増え、かつ所定労働日数の8割以上の出勤を満たせば、表1の日数が与えられます。【労働基準法第39条】

表1 一般の労働者の場合

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
年次有給休暇日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

パートタイム労働者（アルバイトも含みます）の方も、所定労働日数に応じて、表2のとおり年次有給休暇が与えられます。

表2 パートタイム労働者の場合

(週所定労働日数4日以下、週所定労働時間30時間未満)

週所定労働日数	年間所定労働日数	勤続年数						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※ 1週間の所定労働時間が30時間以上又は所定労働日数が5日（年間217日）以上のパートタイム労働者は、**表1**の日数が適用されます。

また、全ての企業において、年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、「労働者自らの請求」、「計画年休」及び「会社（使用者）による時季指定」のいずれかの方法で1年以内に確実に取得させることが必要です。（1人1年あたり5日間の年次有給休暇の確実な取得★働き方改革 P.15）

年次有給休暇は、いきいきと働き続けるために、労働者に認められた大切な権利にゃ。

有給休暇の取得理由は、休養のためでもレジャーのためでも…利用目的は問われることなく取得できるにゃ。

